

○国土交通省告示第 号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成 年 月 日

国土交通大臣 北側 一雄

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一級河川淀川水系猪名川改修工事（大阪府池田市木部町地内）及びこれに伴う市道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 左岸：大阪府池田市木部町地内
右岸：大阪府池田市木部町地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、大阪府池田市木部町地内の絹延橋から加茂井堰付近までの左岸延長526m、右岸延長327mの区間（以下「本件区間」という。）における「一級河川淀川水系猪名川改修工事（大阪府池田市木部町地内）及びこれに伴う市道付替工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一級河川淀川水系猪名川改修工事」（以下「本体工事」という。）は、河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項の一級河川に関する工事であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体工事の施工により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

一級河川の管理は、河川法第9条第1項の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同条第2項に基づく指定区間に指定されていないことから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1)得られる公共の利益

一級河川淀川水系猪名川（以下「猪名川」という。）は、その源を兵庫県川辺郡猪名川町の北摂山地大野山に発し、一庫大路次川等の各支川が流入した後、藻川と分合流し、神崎川に合流する流域面積383km²、流路延長43.2kmの神崎川の支川である。

猪名川流域は、阪神工業地帯の中核である兵庫県尼崎市、大阪国際空港のある同県伊丹市及び大阪府豊中市、同府池田市等8市3町からなり、下流域を中心に人口約180万人、事業所数約6.7万を有する都市化の進展の著しい地域であり、本件区間の後背地においても家屋が連たんしているところ、猪名川は過去何度も豪雨による氾濫が生じ、又は危険水位に達しており、昭和42年7月には、梅雨前線に伴う豪雨により、流域各所で溢水・決壊による氾濫が生じ、死傷者数102名、流出全半壊家屋数98棟、浸水家屋数93,432棟に及ぶ被害が起きている。

猪名川流域の治水対策については、「淀川水系工事实施基本計画」（昭和46年3月策定、平成6年6月最終改正。以下「基本計画」という。）において、年超過確率1/200年規模の洪水に対応することが目標とされているところ、都市化の進展等により治水安全度が低いことから、「総合治水対策の推進について」（昭和55年5月建設省河川局長通達）により、改修事業を重点的に実施すべき都市河川に指定されたことを受け、昭和57年3月に「猪名川流域整備計画」（以下「流域整備計画」という。）が策定され、基準地点小戸において計画高水流量1,770m³/秒を流下させ、年超過確率1/10年規模の洪水に対応することを目標として順次河川改修が実施されている。

本件事業は、河川幅が狭く、一部無堤であることから現況流下能力が1,280m³/秒と、流域整備計画に定める計画高水流量1,770m³/秒を大きく下回る本件区間について、当該計画高水流量と同量の流下能力を確保すべく築堤工事及び護岸工事を行うものであり、本件事業の完成により、本件区間において年超過確率1/10年規模の洪水に対応することが可能となり、本件区間の後背地に存する家屋連たん地区への浸水被害が軽減され、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響について、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため実施されていないが、起業者は、学識者からなる猪名川自然環境委員会（以下「自然委員会」という。）から猪名川流域の自然環境整備及び保全について、必要な指導、助言を得ながら本件事業を進めているところである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2)失われる利益

平成15年12月に起業者が行った調査によると、動植物について、環境省レッドデータブック等による特定種であるメダカ等が本件区間内において確認されているが、起

業者は自然委員会から指導、助言を得て、水際部の緩傾斜化による水陸移行帯の確保等の保全対策を実施することとしており、事業完成後においてもモニタリングを行い、その結果を踏まえて適切な対応を図ることとしている。

また、本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)事業計画の合理性

本体工事は、猪名川の氾濫による浸水被害の軽減を目的として、築堤工事及び護岸工事を施行するものであり、本体工事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）に定める規格に適合していると認められる。

また、本体工事業の施行方法については、基本計画に定める計画堤防高及び堤防法線に基づき別途河川改修が実施されている本件区間の上下流区間との整合を図る必要があること、上下流区間の河床勾配との整合上河床掘削には問題があること等を考慮したものであり、適切なものと認められる。

さらに、本体工事業の施工に伴う市道付替工事業の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1)事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、猪名川は過去何度も豪雨による氾濫が生じ、又は危険水位に達しているにもかかわらず、本件区間は現況流下能力が流域整備計画に定める計画高水流量を大きく下回っていることから、本件区間の後背地に存する家屋連たん地区への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、池田市長を長とする近畿猪名川流域総合開発促進協議会より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 大阪府池田市役所